

岡山県 障害者虐待対応 マニュアル

平成25年1月
平成28年5月一部改訂
平成31年2月一部改訂

岡山県保健福祉部障害福祉課

目 次

I 章 障害者虐待の防止と対応

1	障害者虐待防止法とは	1
2	障害者虐待の傾向とは	1
3	定義と種類	2
(1)	養護者による障害者虐待	3
(2)	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	3
(3)	使用者による障害者虐待	3
(4)	障害のある人に対する虐待の禁止	4
(5)	障害者虐待の類型	4
4	障害者虐待の防止に向けた基本的視点	8
(1)	障害者虐待の防止と対応ポイント	8
(2)	障害者虐待の判断に当たってのポイント	9
5	早期発見と通報の義務及び守秘義務	10
(1)	早期発見	10
(2)	通報義務	10
(3)	守秘義務	10
6	国、地方公共団体及び各主体の責務等	12
(1)	国及び地方公共団体の責務等	12
(2)	国民の責務	13
(3)	保健・医療・福祉関係者の責務	13
7	市町村及び県の役割	14
(1)	市町村の役割	14
(2)	県の役割	15

II 章 養護者による障害者虐待への対応

1	市町村による障害者虐待の防止・早期発見のための取組	17
(1)	虐待防止ネットワークの構築	17
(2)	障害者虐待に関する知識・理解の啓発	17
(3)	通報義務の周知	17
(4)	養護者に対する支援	18
2	養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応	18
3	コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断	19
(1)	初動対応の決定	19
(2)	コアメンバー会議の開催	19
(3)	コアメンバー会議において検討すべき事項	20
4	事実確認と立入調査	21

(1) 事実確認の実施	21
(2) 立入調査	24
5 個別ケース会議の開催	28
(1) 個別ケース会議の開催	28
(2) 事案アセスメントの実施	29
(3) 支援の必要度の判断	30
(4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	30
(5) 養護者（家族等）の支援	33
(6) 支援計画の作成と実施	34
(7) モニタリングと終結	34
6 成年後見制度の活用	35
●対応フロー図と対応内容	37
○成年後見に係る市町村長申立てフローチャート	40

III章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

1 定義・概略	41
2 通報等への対応（市町村）	41
(1) 通報等の対象	41
(2) 通報等を受けた際の留意点	41
(3) 施設等の所在と支給決定を行った市町村が異なる場合	41
(4) 通報等受理後の対応	41
(5) 個人情報の保護	42
(6) 通報等による不利益取扱いの禁止	42
3 事実の確認・県への報告	42
(1) 市町村による事実確認	42
(2) 市町村から県への報告	43
(3) 県による事実確認	43
4 社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限の行使	43
5 特定非営利活動促進法による権限の行使	44
6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	44
7 身体拘束に対する考え方	45
(1) 基本的な考え方	45
(2) 身体拘束とは	45
(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	45
8 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止の取組	46
(1) 管理職・職員の研修、資質向上	46
(2) 個別ケアの推進	46
(3) 情報公開	47
(4) 苦情処理体制	47

●対応フロー図と対応内容	48
○【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定	51

IV章 使用者による障害者虐待への対応

1 定義・概略	54
2 通報等への対応（市町村又は県）	54
(1) 通報等の対象	54
(2) 通報等の受理時の対応	54
(3) コアメンバーによる対応方針の協議	57
(4) 市町村・県による事実確認の協力	57
(5) 個別ケース会議の開催	59
(6) 市町村から県への通知	59
(7) 県から労働局への報告	59
3 労働局による対応	60
(1) 労働局による事実確認	60
(2) 使用者による障害者虐待における障害のある人への支援	60
4 使用者による障害者虐待の状況の公表	61
5 使用者による障害者虐待の防止	61
(1) 事業主・労働者（上司・同僚）の研修	61
(2) 苦情処理体制の構築	61
●対応フロー図と対応内容	62

I 章 障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待防止法とは

平成23年6月17日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といい、特に法律名を明記しない限り同法を指します。）が議員立法により、可決成立し、平成24年10月1日から施行されることとなりました。

障害のある人に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。（第1条）

（参考）これまでの虐待等に対する法的な取組

- ①児童虐待防止法（「児童虐待防止等に関する法律」、平成12年11月施行）
- ②配偶者暴力防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、平成13年10月施行）
- ③高齢者虐待防止法（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成18年4月施行）

2 障害者虐待の傾向とは

平成21年度に社団法人日本社会福祉士会が実施した「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業」から調査結果の内容の一部を紹介します。

- ・調査は、全国の直営及び委託の相談支援事業所（2,341ヶ所）及び障害者就業・生活支援センター（246ヶ所）を対象に調査を実施しました。有効回答数988件（回収率38.2%）。調査時期2009年11月～12月。
- ・本調査で定義した「虐待」にあてはまる事案、あるいは「虐待が疑われる事案」は、409事業所から966件の回答が寄せられました。

○被虐待者の年齢

- ・被虐待者は全ての年齢層に存在しており、「18～64歳」（63.2%）が最も多く、「18歳未満」（26.6%）、「65歳以上」（5.9%）の順に多くなっています。

○被虐待者の障害種別

- ・被虐待者の障害種別は「知的障害」（62.3%）、が最も多く、「身体障害」（1

8.4%)、「精神障害」(13.1%)、「手帳なし」(12.4%)の順となっており、どの障害種別にも虐待は起こっています。

○虐待の種類

- ・虐待の種類は、「介護・世話の放棄・放任」(37.9%)、「身体的虐待」(35.7%)、「経済的虐待」(33.1%)、「心理的虐待」(29.2%)、「性的虐待」(6.8%)の順に多くなっています。
- ・虐待の種類別の年齢別特徴は、「18歳未満」では、「介護・世話の放棄・放任」(62.3%)、「身体的虐待」(37.0%)、「心理的虐待」(25.3%)の順に多く、「18歳～64歳」になると、「経済的虐待」(44.6%)が最も多く、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」はそれぞれ30%前後です。
- また、「65歳以上」になると、「身体的虐待」(56.1%)、「経済的虐待」(36.8%)、「心理的虐待」(35.1%)となっています。

○虐待者(疑いを含む。)の属性

- ・虐待者は、全体では、「親」(55.1%)が最も多く、「兄弟、姉妹」(18.0%)、「その他親族」(6.8%)、「配偶者」(6.7%)、「子ども」(6.6%)の順で家族・親族が上位を占めています。
- ・被虐待者の年齢では、「18歳未満」では、「親」(94.9%)がほとんどであり、「18～64歳」になると、「親」(44.1%)、「兄弟、姉妹」(25.4%)、「配偶者」(8.9%)の順となります。「65歳以上」になると「子ども」(47.4%)の方が多くなり、「本人」、「配偶者」、「兄弟、姉妹」、「その他親族」が各10.5%となっています。

○虐待の相談内容

- ・虐待の相談内容では、「経済的搾取の問題」(42.1%)、「本人の意思決定に関する問題」(37.3%)、「経済的困窮に関する問題」(36.6%)、「世話の放棄・ネグレクト」(36.3%)の順となっています。

○相談経路

- ・相談が寄せられた経路は、「被虐待者本人」(25.7%)からが最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所・施設」(14.7%)、「行政障害福祉担当」(14.6%)、「被虐待者の家族・親族」(13.1%)の順となっています。

○虐待の背景・要因と思われること

- ・虐待(疑いを含む。)の背景や要因と考えられる事項については、家族や世帯の状況において、特に「経済的困窮」や「生活環境の劣化」がみられること、被虐待者がSOSのサインが出せなかったり、被害を受けている自覚がないこと、虐待者自身に障害があり養育能力の問題か障害か判別がつかないこと、障害のある人に対する理解不足といった項目が上位を占めています。

3 定義と種類

障害者虐待防止法第2条第1項では、「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。

障害者基本法第2条第1号では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を障害者とし、

いわゆる社会モデルの定義規定をにおいており、ここでいう障害者は、18歳未満の者も含まれ、障害者手帳の有無を要件としていません。

障害者虐待防止法では「障害者虐待」を、次のように定義しています。(第2条第2項)

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

(1) 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。(第2条第3項)

具体的には、障害のある人の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)等に規定する「障害者支援施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。(第2条第4項)

■ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業

	障害者福祉施設	障害福祉サービス事業等
障害者総合支援法等による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 <p style="text-align: center;">(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業

※障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいいます。

(3) 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。(第2条第5項)

この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

(4) 障害のある人に対する虐待の禁止

障害者虐待防止法第3条では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と定義しています。医療現場、教育現場での虐待など第2条の規定では適用されない一般的な虐待が、この条文で規定されています。本法に定める「通報の義務」や「立入権」などの規定は、この条文には適用されませんが、虐待が容認されるものではありません。

(5) 障害者虐待の類型

「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」及び「使用者」による障害者虐待とは、次のいずれか（重複の場合もある。）に該当する行為とされています。

■養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の類型 (第2条第6項から第8項まで)

虐待の 類 型	養 護 者	障害者福祉施設 従事者等	使 用 者
①身体的 虐 待	障害のある人の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。	同左	同左
②性 的 虐 待	障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	同左	同左
③心理的 虐 待	障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。	(追加) 不当な差別的な言動	(追加) 不当な差別的な言動
④放 棄 ・放 任 (ネグレクト)	障害のある人を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、養護者以外の同居人による①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。	(左下線が異なる) ・他の利用者による ・その他の障害者を 養護すべき職務上 の義務を著しく怠 ること。	(左下線が異なる) ・他の労働者によ る ・使用者としての 監督義務を著し く怠ること。
⑤経済的 虐 待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。	(左下線を削除)	(左下線を削除)

※①身体的虐待に「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が明示されています。
※③心理的虐待につき、「不当な差別的な言動」という例示が障害者福祉施設従事者等と使用者による障害者虐待に追記されています。

◎セルフネグレクト（自己放任）

セルフネグレクトは、「障害のある人が自らの意思で、又はその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの世話ができなくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されていること」をいい、本法では規定されていませんが、障害のある人の人権が客観的に侵害されていること、支援を必要としている状況にあることに着目して、本法の取扱いに準じた支援を念頭に、適切な対応を図っていくことが必要です。

■障害者虐待の内容と具体例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ち、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的に必要性に基づかない投擲によって動きを抑制する。 ・施設側の管理の都合で睡眠薬などを服用させる／等
性的虐待	<p>本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディにつけ込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要があります。）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交、性器への接触、性的行為を強要する。裸にする、キスする、わいせつな言葉を言う／等
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「アホ」など障害のある人を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・仲間に入れない、子ども扱いする、一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど、人格をおとしめるような扱いをする。 ・話しかけているのに意図的に無視する／等
放棄・放任 (ネグレクト)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない、などによって障害のある人の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり、栄養失調や脱水症状の状態にある。 ・あまり入浴をさせない、汚れた服を着させ続ける、排出の介助をしないことで衛生状態が悪化している。 ・髪や爪が伸び放題。 ・室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。 ・病気や事故でけがをしても病院に連れて行かない。 ・学校に行かせない。 ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する。 ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。／等
経済的虐待	<p>本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手な運用や、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p>

- | |
|--|
| ・年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない／等 |
|--|

※「障害者虐待マニュアル」(NPO法人 PandA-J) から転載

【参考1】障害者虐待防止法と他の虐待等防止法の関係

<養護者による障害者虐待>

- ・18歳未満 →児童虐待防止法(通報及び対応)、障害者虐待防止法(養護者等支援)
- ・18歳～64歳 →障害者虐待防止法
- ・65歳～ →障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法

※配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者暴力防止法の対象にもなります。

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

※高齢者関係施設の入所者に対する虐待は、65歳未満の障害のある人も含めて高齢者虐待防止法が適用されます。

※児童福祉施設の入所者に対する虐待は、18歳以上の障害のある人も含めて児童福祉法が適用されます。

<使用者による障害者虐待>

※障害者虐待防止法のみ

■障害者虐待防止法と他の虐待等防止法の両方が対象になる場合

※二つの虐待等防止法が対象になる場合は、円滑な対応を図るため、関係機関で対応方法をあらかじめ協議しておくことが望まれます。

○高齢者虐待

- ・将来的に福祉サービスを利用する場合は、原則として介護保険給付が優先されること等を踏まえ協議が必要です。事案により、障害の度合いや障害特性を十分考慮しないと対応が難しいケースは、障害者虐待の担当部局が本人の意思をしっかりと把握するなど、単に高齢者虐待の担当部局に引き継ぐだけでなく、連携・協力していくことが必要です。

○配偶者からの暴力：配偶者暴力防止法(DV防止法)

- ・DV防止法には、「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」に限り、裁判所による保護命令(接近禁止命令(被害者等への接近を6か月間禁止する命令)や退去命令(被害者と共に住む住居から2か月間退去することを命令)等)といった障害者虐待防止法にはない措置が規定されています。また、住民票の異動をしなくても福祉に関する手続きを行うことができる場合もある等から、DV担当部局との連携も考慮する必要があります。
- ・DV防止法においては、医師その他の医療関係者が暴力を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができますが、被害者が安心して治療を受けることができるように、被害者の意思を尊重するよう努めることが必要とされています。しかし、被害者が障害者の場合には、障害者虐待防止法の通報義務規定になりますので、通報を受けた市町村担当部局においては、こうしたDV防止法の趣旨を十分に踏まえ、被害者である障害者の心情に配慮して対応する必要があります。

【参考2】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児通所 支援事業所	障害児 入所 施設等 (注1)	障害児 相談支援 事業所		
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※			—	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) (注2) —	(20歳まで) —	—	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐待 防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)
65歳 以上	障害者虐待 防止法 - 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
 (注1) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
 指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
 (注2) 放課後等デイサービスのみ

4 障害者虐待の防止に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待の防止と対応のポイント

障害者虐待防止策の目的とは、障害のある人を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持し、安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害のある人に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害のある人が安定した生活を送れるまでの各段階において、障害のある人の権利擁護を理念とする切れ目のない支援が必要です。

○どこでも虐待は起きると認識する。

- ・どこでも障害者虐待は起こる可能性があるとして認識しておくことが重要です。どんなに福祉に熱心な施設や会社だからといって、障害者虐待が起きないわけではありません。ちょっとした過ちが積み重なって、虐待として深刻化していくことも少なくありません。

○虐待の未然防止

- ・家庭内や障害者福祉施設等における障害のある人の権利擁護についての啓発、障害及び障害者虐待に対する正しい理解や介助知識の周知などが有効です。

○虐待の早期発見・早期対応

- ・虐待はどんなに気をつけても必ずその芽が出てくるという意識を持つことが重要です。虐待を見て見ぬふりをしていると、その芽はどんどん成長し、隠蔽やエスカレートによって、虐待が自己制御できなくなります。このため、法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。
- ・地域組織（民生委員、自治会・町内会等）との協力連携、地域住民への障害者虐待に関する普及啓発、自立支援協議会を活用した関係機関（行政、警察、医療機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等）とのネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

○障害のある人や養護者に対する支援が必要です。

- ・問題が深刻化する前に発見し、障害のある人や養護者に対する支援を開始することが重要です。
- ・障害のある人のいる世帯が近隣との付き合いがなく孤立している場合には、関係者（市町村、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等）による働きかけを通じて、居宅介護や短期入所等の利用を促進するなどにより養護者の負担軽減を図ることが有効です。
- ・支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係の確立に努めます。虐待の本当の解決には、傷ついた障害のある人をケアし、立ち直りや、やり直しなどを支援するとともに、虐待した側に自覚と反省、再発防止のプロセスを提供し、援助することが必要です。

○関係機関の連携・協力によるチーム対応

- ・ 障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては、障害のある人や養護者の生活を支援するための様々な制度の活用や知識が必要となります。
- ・ 障害のある人の置かれている環境は、家庭、施設、学校、会社など様々で、また、家族、職員、同僚など多くの人と関わりを持っています。このことは、虐待が起きる要因は複雑であることや、その解決には困難を伴うことを示唆します。このため、虐待の解決には、多様な専門性を持ったチーム対応が必要となります。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。
なお、虐待でないことが確認されるまでは、虐待事案として対応することが必要です。

○虐待をしているという「自覚」は問わない

- ・ 虐待をしている者は、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合があります。だからといって、虐待が正当化され、免責されることはありません。
- ・ 虐待をしている側にその自覚がなくても、障害のある人は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりする場合があります。
- ・ 虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たることを気付かせ、虐待の解消に向け取り組む必要があります。

○障害のある人本人の「自覚」は問わない

- ・ 障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。
- ・ 障害のある人がコミュニケーションが苦手であったり、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害のある人が諦め、訴えない場合がありますが、その行為（虐待）が正当化され、免責されることはありません。このようなケースでは、周囲が積極的に介入しないと、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があります。

○家族の意向と障害のある本人の意向は異なる場合がある

- ・ 施設や就労現場での虐待の通告があった場合、障害のある人の家族の中には「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定することがあります。我が子を預かってもらっているという気持ち、ほかに行き場がないという状況が家族にこうした態度をとらせるのです。
- ・ 家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認し、障害のある人本人の支援を中心に考える必要があります。

○「指導」、「療養」という虐待がある。

- ・「障害のある人のために必要な指導（又はしつけ）」として自己の行為を正当化する傾向があります。

○虐待の判断はチームで行う。

- ・障害者虐待の相談や通報、届出を受けた職員は、速やかに上司に報告し、緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方法などについて、客観性を確保する観点から、複数の職員でもって組織的に判断していくことが必要です。

5 早期発見と通報の義務及び守秘義務

(1) 早期発見

- ・国、地方公共団体の障害者福祉の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場から相互に緊密な連携を図り、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- ・また、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体、障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健婦、弁護士、使用者等のこれらの関係者についても、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見と、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。(第6条)

(2) 通報義務

○虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければならないとされています。(注：他法との関係 P6参考1、P7参考2)

■通報等先

○養護者による虐待	⇒ 市町村	(第7条第1項)
○障害者福祉施設従事者等による虐待	⇒ 市町村	(第16条第1項)
○使用者による虐待	⇒ 市町村又は県	(第22条第1項)

(3) 守秘義務

相談や通報、届出によって知り得た障害のある人及び家族等の個人情報や通報者に関する情報は、プライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、中でも、在宅における障害者虐待への対応では、どうしても家族関係や家庭内の問題など、本来私的な領域である部分に関わっていくこととなるので、個人情報やプライバシーの保護を徹底していくことが重要です。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16

条、利用目的の制限)、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと(第23条、第三者提供の制限)が義務づけられています。

しかし、障害者虐待の事案への対応では、障害のある人本人や養護者等に関する情報は、第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますので、県や市町村で定める個人情報保護条例の運用規定と調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めることが必要です。

※個人情報保護法においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

■利用者目的による制限

<個人情報保護法抜すい>

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 (第16条第3項各号と同じ)

○市町村及び都道府県の守秘義務

- ・通報又は届出を受けた職員は、職務上知り得た事項であって、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています。(第8条、第18条、第25条)

※県については、使用者による虐待の通報又は届出を受けた場合です。(第25条)

○市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの守秘義務

- ・事務を委託された市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの役員・職員については、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。(第33条第2項、第37条第2項)
- ・また、通報者や届出者を特定する情報についても守秘義務が課されています。(第33条第3項、第37条第3項)

○個別ケース会議の個人情報の取扱い

- ・個別ケース会議等では、虐待を受けているおそれがある障害のある人や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。しかし、障害福祉サービス事業所は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、共有する情報について必要最小限にするといった配慮を行うなど、情報共有の必要性との間で調整が必要です。

(参考：個人情報の第三者提供の制限の例外 P10)

○罰則

- ・市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの役員及び職員は、正当な理由なしに委託を受けた事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないとされており、また通報や届出を特定する情報についての守秘義務が課せられています。

これらに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとされています。(第45条)

※公務員、弁護士、医師、歯科医師、保健婦等、その職務の特性上秘密の保持が必要とされる職業については、それぞれの法律で守秘義務が定められています。これらの法律上の守秘義務を課された者が、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らした場合、処罰の対象となります。

6 国、地方公共団体及び各主体の責務等

(1) 国及び地方公共団体の責務

- ・国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護及び自立の支援等のため、主に次のことに努めなければなりません。
- ・障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努めること。(第4条第1項)
- ・専門的な知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための研修等の必要な措置を講ずるよう努めること。(第4条第2項)
- ・障害者虐待に係る通報義務等、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他啓発活動を行うこと。(第4条第3項)
- ・虐待により心身に重大な被害を受けた障害のある人の事例の分析を行うとともに、虐待を受けた障害のある人の保護や養護者に対する支援等必要な事項の調査及び研究を行うこと。(第42条)

- ・虐待を受けた障害のある人の保護及び自立支援や財産上の不当取引の被害を受けるおそれがある障害のある人の救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講じることにより、成年後見制度が広く利用されるようにすること。(第44条)

(2) 国民の責務

- ・国民は、障害者虐待の防止等の重要性に対する理解を深めるとともに、地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止等のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。(第5条)

(3) 保健・医療・福祉関係者の責務

- ・障害のある人の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。(第6条第2項)

※障害のある人の福祉に職務上関係のある者

「障害のある人の福祉に職務上関係のある者」とは、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士及び使用者等です。

■保健・医療・福祉等関係者の責務

	研修等の対象と内容	苦情処理又は相談に係る体制の整備	措 置
障害者福祉施設設置者等の責務 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設従事者等を対象とする ・虐待防止等の研修 	当該施設に入所、利用等の障害のある人又は家族からの苦情処理体制の整備	障害者施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講じること。
使用者の責務 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を対象とする ・虐待防止等の研修 	当該事業所に使用される障害のある人及び家族からの苦情処理体制の整備	使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講じること。
学校の長の責務 (第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、児童、生徒、その他の関係者を対象とする ・障害及び障害のある人に関する理解を深める研修・普及啓発 	就学する障害のある人に対する虐待に関する相談に係る体制整備	就学する障害のある人に対する虐待に対処するための措置、虐待を防止するため必要な措置を講じること。
保育所等の長の責務 (第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の教員その他関係者を対象とする 	保育所等に通う障害のある人に対する虐待に関する相談に係る体制整備	保育所等に通う障害のある人に対する虐待に対処するための措置、虐待を防止す

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害及び障害のある人に関する理解を深める研修・普及啓発 		<p>るため必要な措置を講じること。</p>
医療機関の管理者の責務 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の職員その他の関係者を対象とする ・障害及び障害のある人に関する理解を深める研修・普及啓発 	医療機関を利用する障害のある人に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	医療機関を利用する障害のある人に対する虐待に対処するための措置、虐待を防止するための措置を講じること。

7 市町村及び県の役割

(1) 市町村の役割

○養護者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合、速やかに障害のある人の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ・身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ・精神保健及び精神障害福祉に関する法律及び知的障害者福祉法に規定する成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ・立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ・身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害のある人に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ・養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項、第2項）
- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

※養護者による障害者虐待は、いつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮が必要とされています。

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報を受けた場合の事実確認等（省令で定める）
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る事項の県への報告（第17条）
- ・障害者虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の適切な行使（第19条）

○使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待に係る事項の県への通知（第23条）

○市町村障害者虐待防止センター

- ・市町村は、市町村障害者虐待防止センターの機能を果たすこととされており、

その機能及び業務は、次のとおりです。(第32条第1項)

■市町村障害者虐待防止センターの業務(第32条第2項関係)

- ①養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理(第1号)
- ②養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害のある人の保護のための相談、指導及び助言(第2号)
- ③障害者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発(3号)

- ・市町村は、市町村障害者虐待対応協力者(基幹相談支援センターなど)のうち適当と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます。(第33条第1項)
- ・市町村は、市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待防止対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知しなければなりません。(第40条)

■市町村障害者虐待防止センター等の周知事項例

障害のある人の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中(〇時~〇時)】

〇〇市役所 〇〇課 △△係	TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇
〇〇市障害者虐待防止センター	TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇
〇〇地域基幹相談支援センター	TEL ××-×××× FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間(〇時~〇時)】

〇〇地域基幹相談支援センター	(携帯)TEL ×××-×××-××××
	携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

※障害者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局・機関名・その他電話番号等についても周知が必要です。

また、休日・夜間においても速やかに対応できる体制の確保と対応窓口の周知が必要です。

○その他

- ・専門的に従事する職員の確保(第34条)
- ・養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介(第43条第1項)
- ・財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害のある人に係る審判の請求(第43条第2項)

(2) 県の役割

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・障害者虐待の防止及び障害のある人の保護を図るため、社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の適切な行使(第19条)

- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置等の公表（第20条）

○使用者による障害者虐待について

- ・ 使用者による障害者虐待に係る事項の労働局への通知（第24条）

○県障害者権利擁護センター

- ・ 県は、都道府県権利擁護センターの機能を果たすこととされており、その機能及び業務は、主に次のとおりです。（第36条）

■都道府県障害者権利擁護センターの業務（第36条第2項関係）

- ①使用者による障害者虐待に関する通報・届出の受理（第1号）
- ②市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助（第2号）
- ③障害のある人及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第3号）
- ④障害のある人及び養護者支援のための情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等（第4号）
- ⑤障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第5号）
- ⑥障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第6号）
- ⑦その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第7号）

- ・ 県は、都道府県障害者虐待対応協力者のうち適当と思われるものに、「都道府県障害者権利擁護センター」の業務（第36条第2項第2号を除く。）の全部又は一部を委託することができます。（第37条第2項）
- ・ 県は、都道府県障害者権利擁護センター、都道府県障害者虐待防止対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知しなければなりません。（第40条）

○その他

- ・ 専門的に従事する職員の確保（第38条）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害のある人の保護及び自立支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第39条）

Ⅱ章 養護者による障害者虐待への対応

1 市町村による障害者虐待の防止・早期発見のための取組

(1) 虐待防止ネットワークの構築

障害者虐待を未然に防ぐためには、市町村や県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築することが重要です。障害者総合支援法における自立支援協議会の下に権利擁護部会を設置するなどして、定期的に、地域における障害者虐待の防止に関する関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を通じて、地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。

①地域の見守りネットワーク

- ・地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークで、虐待の予防、早期発見につながることを期待されます。
- ・地域全体で障害に対する理解を深め、障害のある人を地域全体で支えるまちになることで、養護者の負担が軽減されます。
- ・消費者被害についても近隣住民が見守るなど、被害を発見したら早期に市町村担当部局や民生委員に相談します。

②サービス事業所等の迅速な支援ネットワーク

- ・障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などが虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

③専門機関による支援ネットワーク

- ・警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など、専門知識等を要する場合に支援を求めるためのネットワークです。

※障害のある人が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合の発見には、チェックシートを用い関係機関や地域住民との共有を図ることも有効です。

【参考】障害者虐待発見チェックリスト（【参考様式・資料】P7）

(2) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものでなく、どこの家庭でも起こり得る身近な問題であり、住民一人ひとりが障害者虐待に対する認識を深めることが、虐待を防ぐことの第一歩となります。このため、地方自治体等は、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、障害者虐待に関する知識・理解に向けた広報や啓発活動を行う必要があります。

(3) 通報義務の周知

障害のある人の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。(第6条)

また、障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、速やかに通報しなければなりません。(第7条第1項)

■ 障害のある人の福祉に業務上関係のある団体や職員

- ・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体
- ・ 障害者福祉施設従事者、相談支援専門員、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者

(4) 養護者に対する支援

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉まえてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。

また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

家庭全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障害のある人や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

2 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障害のある人・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。

■ 虐待の相談、通報及び届出を受ける職員の受付記録及び留意事項等について

受付記録の作成	留意事項
<p>○通報等の受付 必要な情報を聞き漏らさないよう可能な限り詳細な情報を記録します。 【相談・通報・届出受付票】</p> <p>①虐待の状況 ②障害のある人の状況 ③障害のある人と家族の状況 ④障害福祉サービス等の利用状況 ⑤通報者の情報</p> <p>(緊急性の判断を始めとした虐待対応は、この受付記録に基づいて行われるので、より詳細な情報がその後の適切な対応に繋が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者が焦っている場合 通報者に安心感を与えて、落ち着かせることが重要です。 ・ 「虐待」という言葉を使わない通報等 障害のある人の状態など相談内容から虐待が推測される場合は、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。 ・ 匿名による通報 名前を言うことを嫌がる場合であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付記録を詳細に作成しようとするあまり、通報者の話の流れを無視して項目を順番に埋めるような質問にならないよう、通報者の話の傾聴に努めます。
<p>○個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や通報、届出によって知り得た情報や通報等に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、守秘義務が課せられています。(第8条) ・通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏らさないことを伝えます。 ・事務を委任された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員についても、正当な理由なしに委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。 <p>(注) 個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例外規定に該当する場合もあると考えられます。 	

【参考】受付の例 相談・通報・届出受付票（【参考様式・資料】P9）

3 コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断

(1) 初動対応の決定

- ・市町村は、虐待に関する通報・届出があった場合、緊急な対応が求められることも想定されます。そのため、速やかに、関係者によるコアメンバー会議を開催し、虐待の有無の確定や緊急性の判断を行って、対応方針を決定する必要があります。
- ・通報受理者は、受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）に通報内容を報告し、担当部局の管理職は、緊急性があるかどうか、直ちに判断し、コアメンバー会議を開催するかどうかを決定します。
- ・なお、コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

※相談受理者が委託を受けた市町村虐待防止センター職員である場合には、市町村虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

(2) コアメンバー会議の開催

- ・コアメンバー会議は、直面する虐待に係る緊急の対応方針等を速やかに決定することを目的とします。コアメンバー会議は、市町村の担当部局の管理職、市町村障害者虐待防止センターの職員、通報受理者等が出席して行います。担当部局の管理職は、必要に応じて、一時保護や立入調査といった市町村の権

限に係る措置を速やかに決定しなければならないため、必ず出席します。

- ・事案の内容によっては、庁内関係部局の職員や福祉・法律・医療等の専門職の出席を求めることも考えられます。

(3) コアメンバー会議において検討すべき事項

①当該事案が虐待に当たるか否かの判断

- ・虐待の事実があったかどうかの判断は、客観的な事実に基づいて判断するため、障害のある人本人に自覚があるかどうか、また、養護者が一生懸命面倒をみているかどうかは問いません。
- ・なお、「虐待があったかどうか明確に判断できない」場合は、過去の通報や支援内容など必要な情報を収集し、虐待の事実確認をするための調査を実施します。

②緊急性の判断

- ・虐待の事実があると判断した場合は、虐待の状況や障害のある人の生命や身体への危険性などから医学的措置や緊急措置の必要性を判断します。

<緊急性があると判断した場合>

- ・早急に介入が必要であるため、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

(例)

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による施設への入所措置等、立入調査など

<緊急性がないと判断した場合>

- ・緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合は、その後の調査方針と担当者を決め、情報収集を行います。

③初動期の対応の方針・内容

- ・障害のある人や養護者・家族等の状況確認の方法、関係機関への連絡や情報提供依頼、措置の適応、成年後見申し立て等を含みます。

<留意点>

○記録

- ・決定した内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・時間外についても、事前に体制を整備しておく必要があります。

○通報者への報告

- ・通報者が、障害のある人や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。
- ・通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がないので、通

報者への報告は、慎重にする必要があります。

○今後の担当者の決定

- ・原則複数体制とします。身体的虐待や介護・世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（医師、看護師、保健師等の資格を有する職員）を加えることが有効です。

○関係機関の確認等

- ・関係する機関ごとの役割分担や今後の方針を検討します。

■「緊急性が高いと判断できる状況」

○生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

○障害のある人本人が保護を求めている

- ・障害のある人本人が明確に保護を求めている

4 事実確認と立入調査

(1) 事実確認の実施

市町村は、障害のある人に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実確認を行う必要があります。（第9条）

事実確認については、訪問面接による確認の他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生委員など当該障害のある人と関わりのある機関から、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮しながら障害のある人の状況を客観的に確認するようにします。

■事実確認で把握・確認すべき事項

- ①虐待の状況（虐待の種類や程度／虐待の具体的な状況／虐待の経過）
- ②障害のある人の状況（安全確認／身体状況／精神状態／生活環境）
- ③障害のある人と家族の状況（人間関係／養護者や同居人に関する情報）
- ④障害福祉サービス等の利用状況

○関係機関からの情報収集

- ・通報等の内容を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には相談支援専門員やサービス事業所などから、個人情報やプライバシーの保護に配慮しながら多面的な情報を収集します。

■関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所との連携を図る。）
- ・障害福祉サービスを利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所からの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生児童委員からの情報

<留意事項>

- ・複数職員による訪問面接を原則とします。（緊急時を除く）。
- ・個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業等との包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合にはその旨を説明します。
- ・ただし、相手側機関にも守秘義務規定があるので、それを保障することが必要です
- ・情報を収集した際には、その情報を養護者にどこまで伝達するか、その範囲を確認しておく必要があります。

○訪問調査

- ・事案によっては、直ちに安全の確認や緊急措置入院が必要な場合もあると考えられるので、できる限り速やかに行うことが必要です。
- ・訪問調査は、原則として自宅を訪問します。
- ・本人と虐待者は、別々に対応します。（できれば担当者も分け、チームで対応します。）
- ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討するなど、虐待者に虐待を疑っていることが分からないよう対応することとしますが、虐待通報を受けての訪問であることを明示する方が良い場合もあります。

○信頼関係の構築

- ・訪問調査は、虐待を受けている障害のある人と養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分説明し、理解を得る努力をすることが必要です。

- ・虐待の事実確認を行うには、原則として訪問して、障害のある人の安全確認や心身の状況、養護者や家族の状況を把握することが必要ですが、訪問による面接調査は、養護者・家族、障害のある人本人にとっては抵抗感が大きいいため、調査を拒否されるケースが考えられます。このような場合は、障害のある人や養護者・家族と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行ったり、サービス利用を薦めるなど、継続的に関わりながら徐々に信頼関係の構築を図ることが必要となります。

<留意事項>

- ・原則複数体制とします。
- ・身体的虐待や介護、世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（医師、看護師、保健師等の資格を有する職員）を加えることが有効です。
- ・調査にあたっては、障害のある人や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。
- ・介護負担の軽減を図る必要があります。

○調査の継続性の確保

- ・調査を実施して障害のある人の安全や事実確認を行った後も、障害のある人や養護者を取り巻く環境は、常に変化しているため、健康相談の訪問など理由をつけて、担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

<注意事項>

- ・障害のある人が重傷を負った場合や障害のある人又はその親族が、虐待行為を行った養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などについては、警察との情報交換が必要と考えられます。

○解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か
- ・病院か施設か

○介入拒否がある場合の対応

- ・養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、障害のある人の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

○緊急性があると判断した場合の対応

- ・虐待の事実があり、生命又は身体に関する危険性が高く、緊急性が高いと判断した事案は、一時保護の必要性を検討します。

- ・障害のある人を一時的に保護するために迅速に障害者支援施設に入所させる等の措置を講じなければなりません。
(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置)
- ・障害のある人に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要です。(医療機関への一時入院)

(2) 立入調査

障害者虐待により障害のある人の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に虐待を受けている障害のある人の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができるとされています。(第11条第1項)

市町村長は、立入調査の際には、障害のある人の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害のある人の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。(第12条)

※立入調査は第33条に規定する市町村障害者虐待防止センターへの委託事項には含まれませんので、立入調査は、市町村職員が行うことに留意する必要があります。

※正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害のある人に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処されることとされています。(第46条)

■立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害のある人の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害のある人が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害のある人の福祉に反するような状況下で障害のある人を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害のある人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害のある人の不自然な姿、けが、栄養不足、うめき声、泣き声などが目撃され

たり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものできないとき。

○入院や医療的な措置が必要な障害のある人を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき。

○入院施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害のある人の安全が懸念されるようなとき。

○養護者の言動や精神状況が不安定で、一緒にいる障害のある人の安否が懸念されるような事態にあるとき。

○家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害のある人の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。

○その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害のある人の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害のある人の保護が困難であるとき。

■立入調査における関係機関との連携

○立入調査の執行に当たる職員

- ・予想される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・市町村担当部署の職員が行い、市町村障害者虐待防止センターの職員のみで行わないようにします。
- ・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。

○警察との連携

- ・同法では、警察署長への要請等についての規定が設けられており、障害のある人の生命又は身体の安全の確保に万全を帰する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。(第12条第2項)

【参考】警察への援助依頼様式→(P70)

○保健所や保健センター、精神保健福祉センター等の関係機関との連携

- ・養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。
- ・事前情報によっては、入院を要する事態を想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。
- ・養護者や家族との関わりのある親族等に、同行や立会いを求めることも有効

な場合があります。

■立入調査の実施手順

○身分証明書の携帯と提示

立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。(第11条第2項)

【参考】身分証明書(【参考様式・資料】P11)

○立入調査の執行

養護者等には、事前に知らせないようにします。

○立入調査のタイミング

個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害のある人と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

○養護者の立入拒否の場合

例えば、養護者がドアを開けないなどの拒否的な場合には、住居への立ち入りを許されている親族等の協力を得て玄関を開けてもらうことを検討します。家主や管理人は、住居に立ち入る権限がないため、これらの者から合鍵を借りて住居に立ち入ることは、許されません。

○立入調査時の対応と留意点

養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、障害のある人に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

○保護の判断と実行

・障害のある人の身体的な外傷等の観察

障害のある人の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。また、障害のある人から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

・居室内の写真による記録

障害のある人の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害のある人本人の同意を得た上で写真等の活用を含

めて記録しておきます。

・緊急入院又は各法による措置

障害のある人の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害のある人の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害のある人と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

○緊急の障害のある人と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障害のある人と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害のある人及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

○調査記録の作成と関係書類の整備

立入調査後は、調査記録を作成します。

関係書類については、障害のある人の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

5 個別ケース会議の開催

訪問調査等による事実確認によって障害のある人本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。

(第9条)

具体的には、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、障害のある人本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認し尊重することも重要です。

※市町村長が、やむを得ない事由による措置を行った場合は、必ず個別ケース会議を開催し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用や成年後見制度の活用等速やかな支援を行えるよう努めます。

(1) 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中核をなすものです。市町村はまず、市町村障害者虐待対応協力者を、個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておくことが必要です。個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。

■個別ケース会議メンバー構成（例）

コアメンバー	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職・ 事務を委託した場合は、委託先の担当職員を含む。・ 事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須
事案対応メンバー	<ul style="list-style-type: none">・ 虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集する。・ メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等
専門家チーム	<ul style="list-style-type: none">・ 虐待の事案に応じて、警察、消防、弁護士、医療機関、家庭裁判所等

■個別ケース会議の実施に当たっての業務

○事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請

○事案のアセスメント

○援助方針の協議

○支援内容の協議

○関係機関の役割の明確化

○主担当者の決定

○連絡体制の確認

○会議録、支援計画の作成

○会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議

(2) 事案アセスメントの実施

- ・虐待事案の支援にあたっては、虐待対応における支援課題を明確にします。また虐待対応支援計画の支援対策の対象は、障害のある人本人とともに、養護者やその他家族も含まれます。

- ・それぞれの支援対象が持っている支援課題は、多岐にわたります。

例えば次のようなものが想定されます。

<障害のある人の支援課題>

- ①緊急性への対応、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生命・介護上の問題、⑤経済的被害、⑥性的虐待、⑦判断能力、⑧障害のある人の意思・意向、⑨被虐待者を取り巻く家族の全体状況、⑩地域との関係、⑪二次被害などに対する安全の確保・生活に必要な支援提供

<養護者の支援課題>

- ①緊急性の対応、②介護負担、③介護知識・技術、④身体・健康上の問題、⑤心理的問題、⑥生活上の困難、⑦被虐待者への支援影響、⑧地域との関係

<養護者以外の家族・親族に関わる支援課題>

- ①支援・介護の問題、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生活上の困難、⑤障害のある人への支援の影響、⑥暴力等の被害

※虐待という状況は、これら家族内の人たちの関与以外にも、地域住民、福祉・介護サービス事業者、保健・医療機関関係者、教育関係者等が関与していることもあります。こうした支援課題を明らかにするため適切なアセスメントが必要です。アセスメントとは、情報を収集し分析していく過程ですが、ここにおいては、虐待の有無の判断にとどまらず、虐待がなぜ起きているのかを考慮することが必要になります。こうした理解から支援課題や支援計画が導かれることとなります。

※虐待事案は、被虐待者側の要因、虐待者側の要因、その他の家族・親族側の要因、近隣住民等の要因、福祉・介護・保健・医療・教育・就労等関係者の側の要因、その他社会との関係など、さまざまな要因と、その関連性を考える必要があります。

※アセスメントでは、どのような要因が、それぞれにどのような関連性を形成し、それが虐待という状況を生起させているかを理解する必要があります。こうした判断は、担当者一人で行うのではなく、支援チームで行うことが重要であり、そうすることで総合的で妥当性の高いアセスメントを実施することが可能となります。

(3) 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害のある人の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合いの判断を行うことが必要です。

○支援の度合い

障害者虐待は、大きくは以下の3段階に分けることができますが、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることを踏まえ、早期にかつ適切に判断し対応することが望まれます。

- ①見守り（観察）・予防的支援
- ②相談、調整、社会資源活用支援
- ③保護・分離支援

【参考】（さいたま市）障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート（【参考様式・資料】P12）

(4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ確かな対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害のある人の生命の安全を確保することが最重要ですので、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や消防、必要が認められるときには警察への通報も行います。

■障害のある人の保護（養護者との分離）

障害のある人の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害のある人を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<対応体制>

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には、直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに、対応することを原則とする必要があります。

<保護・分離の要否判断>

障害のある人の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は、担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

<保護・分離の手段>

虐待を受けた障害のある人を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障害のある人の心身の状況や地域社会資源の実情に応じて、保護・分離の手段を検討することが必要となります。

■ やむを得ない事由による措置

① やむを得ない事由による措置を行う場合

- ・保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。
- ・障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害のある人の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害のある人に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害のある人の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）の措置を講ずることが規定されています。また、当該障害のある人が、身体障害者及び知的障害者以外の障害のある人である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。（第9条第2項）。
- ・「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約

による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害のある人に対して、市町村長が職権により障害者福祉サービスを利用させることができるというものです。

②虐待を受けた障害のある人の措置のために必要な居室の確保

<法的根拠>

- ・障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障害のある人について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。(第10条)

<居室の確保等>

※障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の一時保護のための居室の確保等の活用が考えられます。

③面会の制限

- ・身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害のある人の保護の観点から、養護者と障害のある人の面会を制限することができるかとされています。(第13条)

<面会要望に対する基本的な対応>

- ・虐待を行っていた養護者からの面会申し出があった場合は、本人の意思を確認、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議で面会の可否に関する判断を行います。面会可能となった場合は、施設職員や市町村職員が同席するようにします。

<施設側の対応について>

- ・障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができます(第13条)が、その際には、市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。「やむを得ない事由による措置」を採った市町村は、事前に養護者からの面会があった場合の対応について指示しておく必要があります。また、措置継続中は、市町村と障害者支援施設とは、定期的に協議を行い、面会の希望時の対応を確認しておく必要があります。

<契約入所や入院の場合>

- ・虐待を受けた障害のある人が契約による施設入所や入院した場合については、面会の制限に関する規定は設けられていませんが、養護者と面会することによって障害のある人の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、養護者に対して面会できる状況にないことを伝え、説得する必要があります。

<施設入所者に対する養護者の虐待について>

- ・既に障害者支援施設等に入所している障害のある人に対して、養護者が面会の際に、「年金等の財産の使い込み」や「通帳引き渡しの強要」、「自宅への引き取りの強要」、「暴言等の虐待」を繰り返すような場合には、養護者虐待による虐待を防ぐための支援を講じる必要があります。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用に繋げるなどの対応を図る必要があります。

④措置後の支援

- ・措置入所は、障害のある人と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害のある人が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。
- ・保護された障害のある人が特に介護の必要がなく自立している場合などには、障害者施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り障害者本人の意志を尊重するとともに、経済状況や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。
- ・養護者に対しても、保護した障害のある人と同様に精神的な面での支援が必要です。

⑤措置の解消

- ・身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定によって措置する施設に一時入所した障害のある人の措置が解消する例としては、次の例が考えられます。

<家庭へ戻る場合>

- ・関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害のある人が家庭で生活する事が可能と判断される場合です。

<障害福祉サービス申請等による契約入所の場合>

- ・保護によって障害のある人が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合や成年後見制度等に基づき、本人の代理となる後見人等によって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合です。

(5) 養護者（家族等）への支援

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導

助言その他必要な措置を講ずることが規定されています。(第14条第1項)

虐待が起こる原因の一つとして、養護者(家族等)が介護等で精神的に疲れていることがあげられます。虐待事案に対応する際には、虐待を行っている養護者(家族等)も何らかの支援が必要な状態にあると考えて、次の視点に立って対応し、支援していく必要があります。

■養護者(家族等)への支援

- 養護者との間に信頼関係を確立します。
- 家族関係の回復・生活の安定を図ります。
- 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図り、ねぎらいます。
(短期入所や通所サービスなど、養護者が障害のある人と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。)

(6) 支援計画の作成と実施

- ・虐待事案に関する支援課題は、多岐にわたり、働きかける対象も多岐にわたります。
- ・障害のある人に対するサービス利用に係る部分(障害者総合支援法等のサービスを活用した個別支援計画)と虐待者や周囲の関係者に対する働きかけに係る部分(虐待対応支援計画)とがあります。
- ・支援計画の検討においては、必ず虐待状況の解消を目指し、被虐待者の権利を擁護するという視点で、支援課題の優先順位を考慮し、具体的な支援策を検討する必要があります。

(7) モニタリングと終結

実施された支援計画に対して、モニタリングを行うことが不可欠となります。

○モニタリングの事項

- ①支援・サービスなどの実施状況の確認
- ②障害のある人や養護者の状況確認、市町村の職員等による定期的な訪問
- ③支援課題の達成状況の評価、支援課題の変化の確認
- ④関係機関との連携による対応
- ④再アセスメント・支援方針の修正

※支援計画の実施によって、虐待状況の解消が図られ、障害のある人の生活の安定が確保された場合、虐待対応の支援は、終結することになります。

ただし、その場合でも障害のある人本人が社会生活上のさまざまなニーズを持っていることには変わりないので、福祉・介護、保健、医療、教育、就労、余暇等の様々なサービスからニーズに合ったサービスが提供される必要があります。

す。

つまり、権利擁護・虐待対応を担う中核機関は、虐待対応を終結し、通常のサービス提供や相談支援事業所での継続的な相談支援へとバトンタッチしていきます。

6 成年後見制度の活用

虐待を受けている障害のある人の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の1の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審査請求を行うことが定められています。(第9条第3項)

市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

【参考】市町村長申し立てフローチャート(P40)

(参考：成年後見制度)

- ・認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の不十分な方々は、財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するのが、成年後見制度です。

成年後見制度については、岡山県社会福祉協議会のホームページ

(<http://www.fukushiokayama.or.jp/cmufelfare/guardianship/>) に詳しく紹介されています。

(参考：日常生活自立支援事業)

- ・「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない」、「銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい」、「訪問販売の人が来たとき、どう対応していいかわからない」など、毎日の暮らしの中には、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。
- ・日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、安心して暮らせるようにサポートします。

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)については、岡山県社会福祉協議会のホームページ(http://fukushiokayama.or.jp/cmufelfare/life_self_support/)に紹介されています。

(参考：財産上の不当取引による被害の防止)

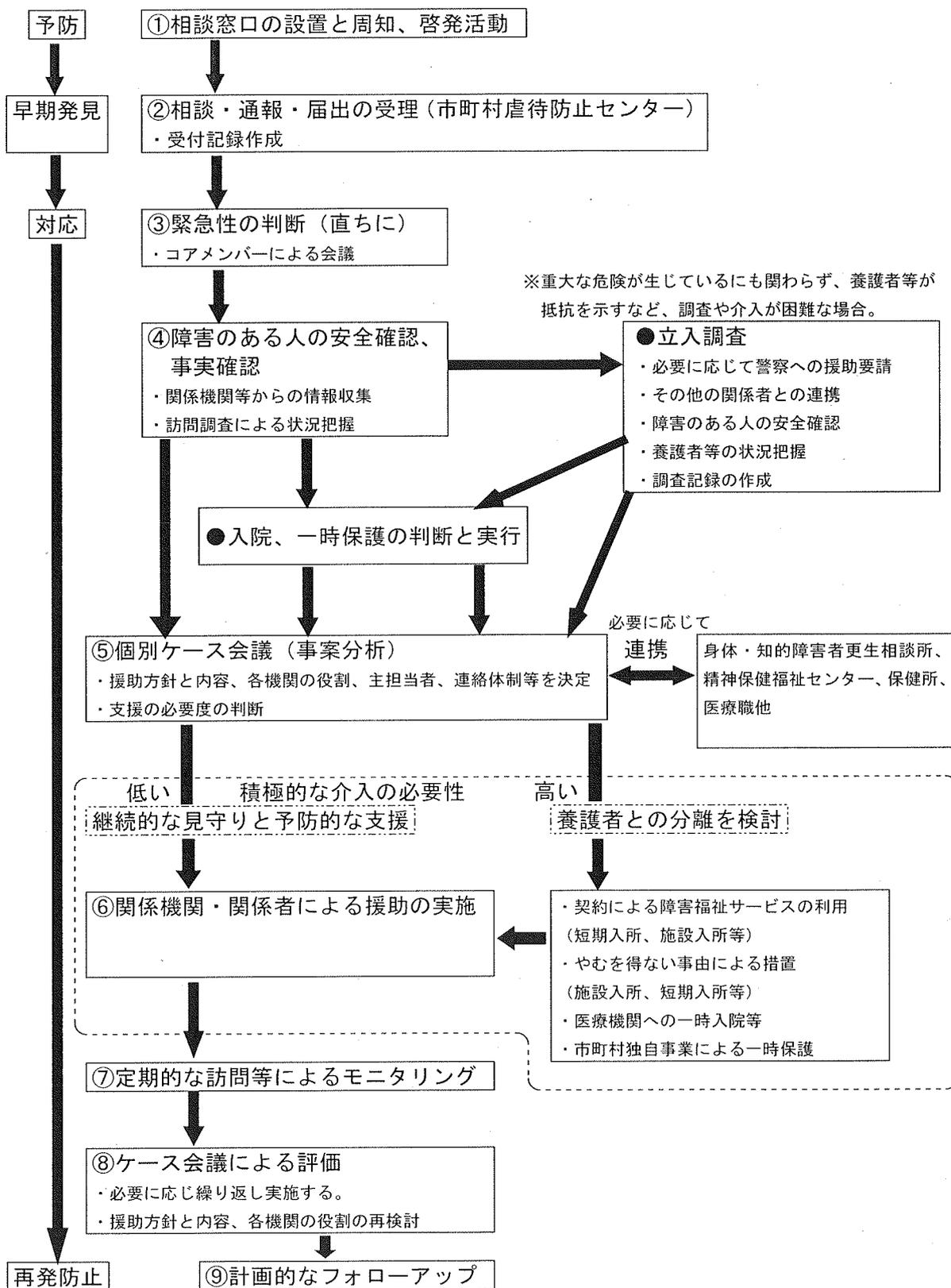
- ・障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害のある人の親族、障害者福祉施

設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、又は消費生活業務担当部署や関連機関を紹介することが、規定されています。(第43条第1項)

■相談窓口

相談窓口としては、消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センターリーガルサポートがあります。

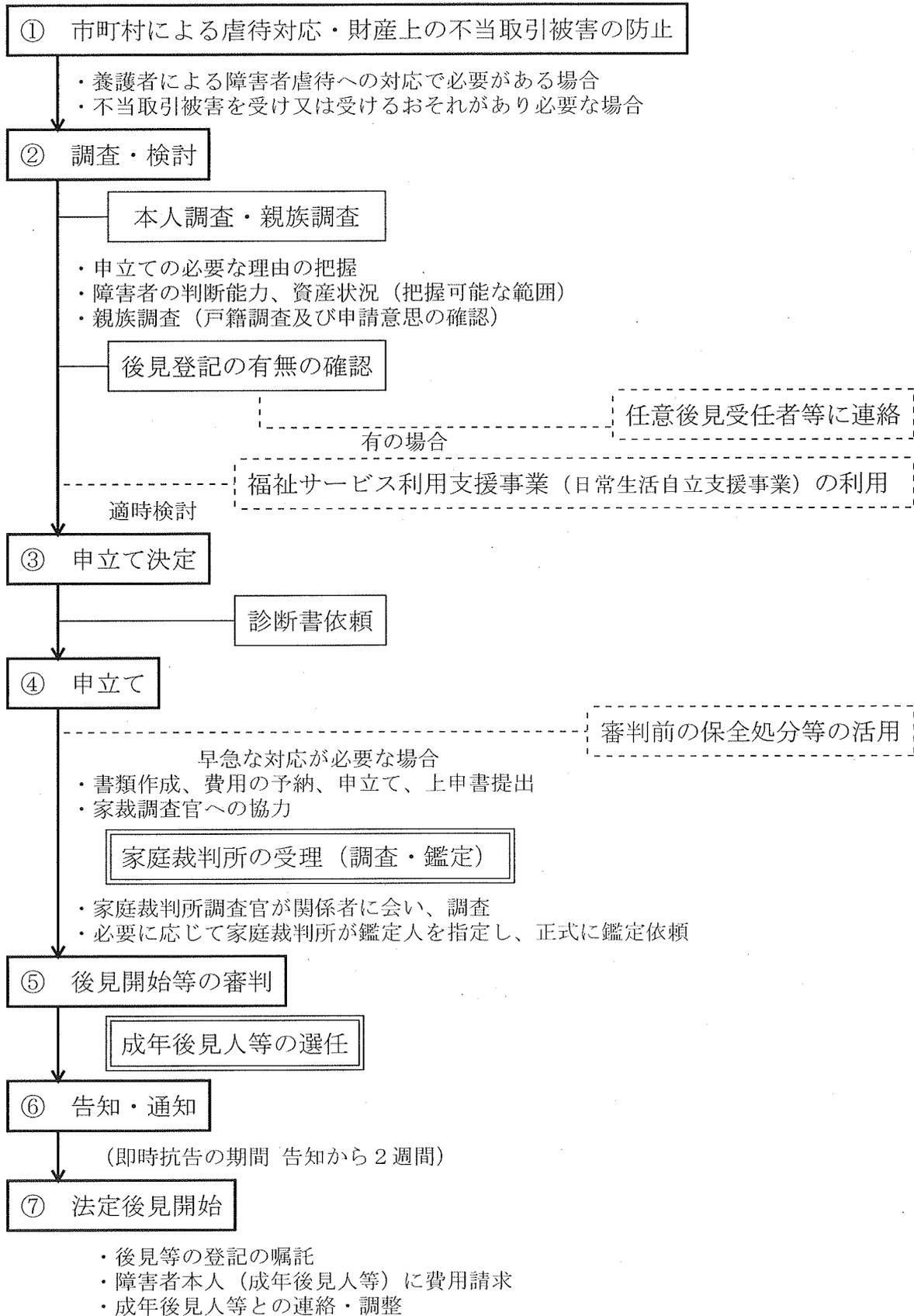
養護者による障害者虐待への対応フロー図



■養護者による障害者虐待への対応項目と主な内容

	対 応 項 目	主 な 内 容	県M
予 防	①相談窓口の設置 周知、啓発活動	○相談窓口を明確化し、住民や関係機関に周知 ○障害者虐待に関する知識・理解の啓発 ○虐待防止ネットワークの構築 ○養護者支援による虐待の防止 ○通報義務の周知・早期発見 【参考】障害者虐待発見チェックリスト	15 17 17 18 17 参 7
		②相談・通報・届出 の受理	○相談・通報及び届出の受付 ・通報等を受けた職員は、必要となる情報を可能な限り聴取、匿名による通報であっても、きちんと聴き、受付記録を作成する。 ・本人からの届出 ・家族・親族等からの相談による発見・通報 ・民生委員、地域住民等、医療機関、障害福祉サービス事業所等、基幹相談支援センター、市町村の相談窓口や相談機関等による発見・通報 【参考】相談・通報・届出受付票 ※個人情報の保護・市町村職員の守秘義務
対	③緊急性の判断	○コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断 ・通報等受付職員は、受付記録作成後、(緊急時は形式的)、個々の事案について管理職等に相談する。管理職等は虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要かどうか直ちに判断を行う。 ・決定内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。 ○緊急性があると判断した場合 ・障害のある人の安全の確認、保護を優先し、早急に介入する。 ・障害のある人への訪問、措置等の段取り、関係機関からの情報収集を分担し、即時対応を行う。 →生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予想される場合等は、養護者との分離を検討する。 ◇契約による障害者福祉サービス(短期入所・施設入所等) ◇措置入所(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定：やむを得ない事由による措置) ◇医療機関への一時入院 ◇市町村独自事業(一時保護)	19 20
		④障害のある人の 安全確認、事実確認	○相談・通報を受けたときは、速やかにその内容の事実確認 事案によって安全確認や緊急措置入院の対応 ○事実確認すべき事項 ・虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況等の把握、養護者との関係 ○関係機関からの情報収集 ・庁内他部局、民生委員や医療機関、利用している障害福祉サービス事業所等の職員などから情報収集する。 ○原則として訪問して確認する。 ・複数職員による同行を原則とする。 ・調査項目内容は、障害のある人や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。 →生命の危険性が高く、時間的に余裕がない場合 ・安全確認と同時に本人の保護に向けて動きを開始する。 ・通報等の内容から障害のある人本人への医療の必要性が高いと予想される場合は、医療職が訪問に立ち会うことが望ましい。 ○障害のある人、養護者等への十分な説明 ・職務(職務と守秘義務に関する説明) ・調査事項(調査する内容と必要性に関する説明) ・障害のある人の権利(障害のある人の尊厳の保持は、障害者基本法等で保障、それを擁護するため市町村がとり得る措置に関する説明) ○障害のある人や養護者の権利、プライバシーへの配慮 ・身体状況の確認時(衣類を脱いで確認する場合は、同性職員が対応するなどの配慮) ・養護者への聞き取り(第三者のいる場所では行わない) ※介入拒否がある場合の対応(立入調査) ・調査や支援に対して拒否的な態度を養護者等がとり、障害のある人の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連絡協力のもとで対処することが必要

＜ 成年後見に係る市町村長申立てフローチャート ＞



※「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月、石川県健康福祉部作成）を参考に作成

Ⅲ章 障害者福祉施設従事者等による虐待への対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による障害者虐待の防止についても規定されています。(第2条、第15～20条)

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。(第2条第4項)

※「障害者福祉施設」又「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は、P 3 ■「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業を参照してください。

2 通報等への対応（市町村）

(1) 通報等の対象

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、市町村への通報義務が規定されています。(第16条)

(2) 通報等を受けた際の留意点

通報等を受けた市町村職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。通報者から、発見した状況等について詳細に説明を受け、障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておく必要があります。

通報等の内容が、サービス内容等の苦情等で、他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情相談窓口等）での対応が適切と判断できるような場合には、適切な相談窓口へつなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(3) 施設等の所在と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害のある人が入所している障害者支援施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの対応は、通報を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に連絡を入れることとします。

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と協力して行うこととなるので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

(4) 通報等受理後の対応

※基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

P18参照（Ⅱ章 2 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応）

（5）個人情報の保護

※基本的には、「養護者による虐待への対応」の場合と同様です。

P10参照（Ⅰ章 5（3）守秘義務）

（6）通報等による不利益取扱いの禁止

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこととされています。（第16条第3項）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業員等は、通報をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととされています。（第16条第4項）

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

※公益通報者保護法（公益通報者の保護を図る法律）

- ・「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効」と、「公益通報に関する、事業者と行政の対応措置」の規定から構成されています。
- ・保護されうる公益通報者は、労働者、派遣労働者、さらに、請負契約に基づいて事業を行う労働者です。また、保護の内容として、公益通報したことを理由とする「解雇」「労働者派遣契約の解除」の無効や、その他の不利益な扱い（降格、減給など）の禁止があげられています。

※ただし、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ①不正の目的で行われた通報でないこと。
- ②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。

■公益通報者に対する保護規定

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①解雇の無効②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止 |
|---|

3 事実の確認・県への報告

（1）市町村による事実確認

※基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

P21参照（Ⅱ章 4（1）事実確認の実施）

事実確認等は、通報を受けた市町村が行うべきものであり、基本的には、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものですが、迅速な判断が求めら

れる場合など状況によっては、障害者総合支援法等に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条第1項、第48条第1項、第3項、第51条の27第1項及び第2項等）を行使しながら行う必要があります。

※障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

（2）市町村から県への報告

障害者虐待法では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は、虐待に関する事項を県に報告します。（第17条）

苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれることから、県への報告は、虐待の事実が確認できた事案とします。

ただし、市町村は、悪質なケース等であって県の迅速な権限発動が求められる場合や障害者福祉サービス事業所等の協力が得られない場合等であって、県と共同して事実確認を行う必要があると判断される場合は、速やかに県に報告し、対応についての検討を行う必要があります。

【報告様式】障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（【参考様式・資料】P18）

（3）事実確認の支援

市町村からの報告を受けた県は、市町村によって障害者虐待の事実確認ができていないときは、報告に係る障害福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。調査の際には、市町村と同行するなど市町村と連携し、必要に応じ社会福祉法、障害者総合支援法等に基づく調査権限を行使しながら対応します。

なお、事実確認は、基本的には市町村が行いますが、状況によっては、県が行う場合もあります。

4 社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害のある人の保護を図るため、市町村又は県は、社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されており（第19条）、この権限を必要に応じ機動的に行使することが求められます。

虐待に関する通報や情報に対しては、適宜、事前通告なしの検査や、支援員を含めた聴き取りを実施する等、慎重かつ丁寧に事実確認調査を行うことが必要です。

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合

当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められる場合には、市町村又は県は、指導を行い改善を図るようにします。指導に従わない

場合には、社会福祉法、障害者総合支援法等に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行行使することにより、障害のある人の保護を図ります。

【参考】【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定（P51）

（改善指導例）

虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿った措置が講じられているかどうかを第三者委員会が定期的にチェックし、継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員会から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うなどの対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

5 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令等の指導・処分を行い改善を図るほか、事案によっては、指定の取消し処分等を行うことも考えられます。また、県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法では、知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。（第20条）

障害福祉サービス事業所等において、市町村又は市町村と県の共同等による事実確認の結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案を対象とし、厚生労働省令で定める事項について集計した上で、公表します。

県知事が公表する項目（案）

- 一 虐待があった障害者福祉施設の種別
- 二 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

7 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的な考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり一時的に居室に施錠をしたりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険性があります。

やむを得ず身体拘束する場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲を最小限にしなければなりません。

また、判断に当たっては、適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容は、次のような行為が該当すると考えられます。

■身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

指定障害者支援施設等の基準には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならいとされています。

緊急やむを得ない場合は、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的に発生する突発事態に限定されます。

■「緊急やむを得ず身体拘束を行う」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- | | |
|-------|--|
| ①切迫性 | 利用者本人若しくは他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合 |
| ②非代替性 | 身体拘束以外に代替する方法がないこと。 |
| ③一時性 | 身体拘束は一時的なものであること。
(一時性を判断する場合には、本人の状態等に依りて必要とされる、最も短い拘束時間を想定) |

○緊急やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- | |
|--|
| ①「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、個別支援会議などにおいて、組織として検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など支援方針についての権限をもつ職員が出席していることが大切です。 |
| ②身体拘束の内容、目的、時間、期間など障害のある人本人や家族に対して十分に説明し、了解を得ることが必要です。 |
| ③身体拘束を行った場合は、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。 |

8 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止の取組

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

①障害者福祉施設従事者等

- ・ケアの技術や虐待に関する研修によって、職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。
- ・実際にケアにあたる職員のみでなく、管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上に向けた取組が期待されます。

②障害福祉サービス事業所等

- ・定期的にケア技術向上や障害者虐待に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により、職員の資質の向上に努めることが必要です。

(2) 個別ケアの推進

障害者支援施設には、数多くの障害のある人が生活しているため、ともすれば個々の障害のある人への配慮よりも、管理的な運営に傾きがちな状況があります。

このような中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険があり、また従事する職員も士気が低下するなどの影響があると考えられます。入所している障害のある人一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが、障害者支援施設には求められています。

障害のある人の尊厳を尊重するという視点から、入所している障害のある人一人ひとりに対して、個別的なケアを実践することが重要です。

(3) 情報公開

障害者支援施設は、入所している障害のある人の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。そのため、地域の住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

(4) 苦情処理体制

① 苦情処理の体制整備

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、サービスを利用している障害のある人やその家族からの苦情を処理する体制を整備する等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。（第15条）

② 苦情相談窓口の開設

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のための必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が求められています。

③ 苦情相談窓口の周知

サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

(参考)

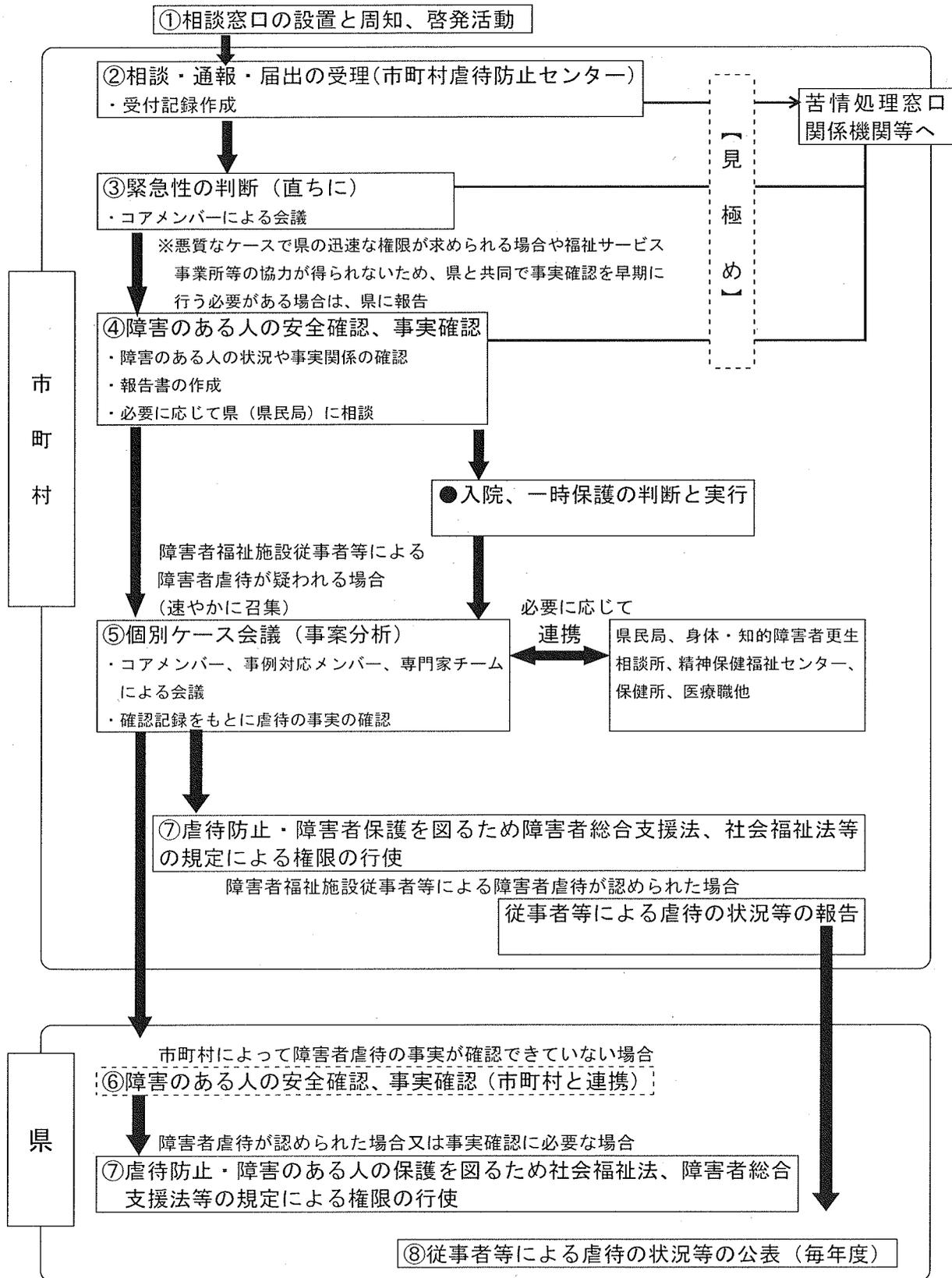
○福祉サービスの第三者委員会の活用

- ・「社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と明記。（社会福祉法第82条）

- ・「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針
経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考としての指針が示されています。

苦情解決体制を整備するために「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」を設置すること、及び事務所内の苦情解決の仕組みを第三者が加わったものとするために「第三者委員会」を設置することが示されています。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図



	対 応 項 目	主 な 内 容	県M
対		○障害のある人、障害者福祉施設従事者等への十分な説明 ・職務（職務と守秘義務に関する説明） ・調査事項（調査する内容と必要性に関する説明） ・障害のある人の権利（障害のある人の尊厳の保持が各法で保障されていること、それを擁護するため市町村がとり得る措置に関する説明） ※障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合など ・悪質なケースで県の迅速な権限発動が求められる場合や福祉サービス事業所等の協力が得られない場合で県と共同で事実確認を行うべきと判断される場合は速やかに県に報告し、検討を行う。 ○障害のある人や養護者の権利、プライバシーへの配慮 ・身体状況の確認時（衣類を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮）	22 43 23
	⑤個別ケース会議	<調査の結果、虐待が疑われる場合> ○個別ケース会議は、事案に応じて参加要請 ・市町村障害者虐待対応協力者を個別ケース会議への関わりに応じて要請 ・状況に応じて電話等柔軟な会議 <3つの構成例>コアメンバー、事例対応メンバー、専門家チーム ○参加メンバーによる協議内容 ・アセスメント、援助方針の協議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認 ○支援の必要性の判断 ○会議録、支援計画の作成・確認 ※留意点 ・支援の必要度を検討する際は、障害のある人の生命や身体に危険性があるかどうかを見極めることが最優先される。 【参考】障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート（例）	43 28 28 29 30 34
	（※県への報告）	○市町村から県への報告 ※事実確認後に虐待が確認された事例に限り県（県民局）に報告。 【参考】障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）	43 参 18
	⑥県による事実確認（市町村と連携）	○県による事実確認 ・市町村からの報告を受けたが、虐待の事実確認ができていないときなどは、報告に係る障害福祉サービス事業所に対して、事実確認の調査を実施する。 ・支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼するなど連携して対応する。	43
応	⑦社会福祉法及び障害者総合支援法による権限の行使	○社会福祉法・障害者総合支援法の規定による権限の行使 ・市町村又は県は、障害のある人の虐待防止と虐待を受けた障害のある人の保護を図るため、社会福祉法・障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使する。 ○障害者虐待が強く疑われる場合 ・当該施設等から報告徴収を受けて事実確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は県は、指導を行い改善を図るようにする。 <改善例> ①改善計画の作成 ②第三者による虐待防止委員会の設置、報告、指導等 →指導に従わない場合 社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告、命令、指定の取消し処分など権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図る。	43
	※事業所全体の取組	○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止 ・管理職・職員の研修、資質向上 ・個別ケアの推進 ・開かれた施設運営の推進（情報公開） ・苦情処理体制の構築 ・オンブズマン制度や虐待防止委員会などの整備	46
公 表	⑧虐待状況の公表（毎年度）	○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表 ・知事は、毎年度、障害福祉施設従事者等による虐待の状況、虐待があった場合にとった措置等を公表する。	44

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

社会福祉法	第56条第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第4項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第56条第5項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第56条第6項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第7項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告
	第56条第8項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等

障 害 者 総 合 支 援 法	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
	第51条の3 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。（業務管理体制）
	第51条の4 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の4 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第51条の4 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
第51条の28 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告	

障 害 者 総 合 支 援 法	第51条の28 第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28 第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第51条の29 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の29 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の32 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第51条の33 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の33 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第51条の33 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第81条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第82条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第82条第2項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第85条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
第86条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令	

※指定都市又は中核市自らが設置する場合を除く。

IV章 使用者による障害者虐待への対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。（第2条第5項） この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、P4（I章 3定義と種類（3）使用者による障害者虐待）に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」及び「経済的虐待」をいいます。

使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放任」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 通報等への対応（市町村又は県）

（1）通報等の対象

- ・ 障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対し、市町村又は県への通報義務が規定されています。（第22条第1項）
- ・ 使用者による虐待を受けた障害のある人は、市町村又は県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

※就労継続支援A型事業所に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、県及び労働局等が緊密な連携をとることが必要です。

（2）通報等の受理時の対応

通報を受理した市町村（又は県）職員は、特に使用者による障害者虐待に関する

通報等の内容は、労働条件に関する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、次の点に気をつけて迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

- ①通報者から、発見した状況等について詳細に説明を受けます。
- ②使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。
- ③当該通報等の内容が、明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談であると認められる場合には、適切な相談窓口につなぎます。
(どこの相談窓口につなぐのかわからない場合は、労働局雇用環境・均等室に相談)

■労働相談の例

- 労働基準監督署
 - ・長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
 - 公共職業安定所
 - ・離職票、失業手当、求職に関するもの等
 - 労働局雇用環境・均等室
 - ・育児・介護休業、女性問題等
 - ・労働条件引下げ、配置転換等
- ※ このほか、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。(P18 II章 2 養護者による障害者虐待の相談、通報・届出への対応)

- ④通報等を受けた市町村(又は県)は、障害のある人の居住地が当該市町村と異なる場合は、障害のある人の居住地の市町村へ連絡する必要があります。

■事務所の所在と障害のある人の居住地が異なる場合

- 事業所の所在地の市町村に通報があった場合で、障害のある人の居住地が異なる場合
 - ・市町村が生活上の支援を行うことになるので、その後の対応等のため、通報等を受理した市町村は、速やかに障害のある人の居住地の市町村に連絡をする必要があります。
- 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合
 - ・速やかに障害のある人の居住地の市町村に連絡をする必要があります。

※障害のある人の居住地に通報等があった場合で、事業所への調査等を行う上であって、事業所の所在地の市町村の協力が必要なときは、事業所の所在地の市町村に情報提供します。

○通報等による不利益な取扱いの禁止

- ・ 障害者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないと規定されています。(第22条第3項)
- ・ 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。(第22条第4項)

※こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見

- ・ 早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

■個人情報の保護（参考）

- ・ 相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たっては、それが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

○障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合

- ・ 使用者による虐待を受けたと思われる事実もないのに故意に虐待の通報をした場合は、法第22条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。
したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないこととなります。
- ・ また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。
したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

※公益通報者保護法（平成18年4月）の施行

- ・労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

この場合の公益通報は、①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たすことが必要です。

（例えば、行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）

■公益通報者に対する保護規定

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 解雇の無効② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止 |
|---|

※事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

（3）コアメンバーによる対応方針の協議

P19（Ⅱ章 3「コアメンバーによる対応方針。緊急性の判断」）を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、留意ください。

（4）市町村・県による事実確認の協力

- ・通報等を受けた市町村・県は、通報等内容の事実確認や障害のある人の安全確認を行う必要がありますが、市町村・県には、事業所に対する指導権限がないため、基本的に事業所の任意の協力の下に行われる場合に限ります。
- ・事業所の協力が得られず、障害のある人の安全確保等の必要がある場合、緊急性があると判断される場合や悪質なケースで労働局の迅速な行政指導が求められる場合などは、労働局に速やかに報告する。また、労働局の調査に同行するなどの協力を検討します。

■調査項目及び留意事項等

○障害のある人への調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①虐待の状況<ul style="list-style-type: none">・虐待の種類や程度・虐待の具体的な状況・虐待の経過 |
|---|

②障害のある人の状況

- ・安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害のある人の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害のある人の様子を記録する。
- ・生活環境・・・住み込みの場合には、障害のある人が生活している居室等の生活環境を記録する。

③業務内容、勤務体制、労働環境等

④障害のある人の生活状況 等

○事業所への調査項目例

(※調査が難しい場合は、労働局に相談)

- ①当該障害のある人の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等
- ②虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項

○調査を行う際の留意事項

①複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

②医療職の立ち会い

通報等の内容から、障害のある人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③障害のある人及び事業所への十分な説明

調査にあたっては、障害のある人及び事業所に対して、次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・訪問の目的について
- ・職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・障害のある人の権利について・障害のある人の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村又は県がとり得る措置に関する説明

○調査報告の作成

- ・虐待を受けたと思われる障害のある人、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

※なお、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に関する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

（５）個別ケース会議の開催

- ・市町村は、調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事案検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

また、県が通報等を受けて調査した結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、障害のある人の居住地の市町村に連絡し、連携を緊密に行います。

なお、連絡を受けた市町村は、障害のある人に対する生活支援等を行うため、個別ケース会議を開催します。

- ・使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害のある人本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は県を経由して、また県の場合は直接、労働局に報告します。

※このほか、個別ケース会議についてはP28（Ⅱ章 5個別ケース会議の開催）を参照してください。

（６）市町村から県への通知

- ・市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に通知することとされています（第23条）

【参考】「市町村から県への通知例」（【参考様式・資料】P20）

※ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から県へ通知することになります。この場合、【参考様式・資料】P22の「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から県を経由して労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

（７）県から労働局への報告

- ・県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接通報等を受けた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、労働局雇用環境・均等室に報告します（第24条）
なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、労働局雇用環境・均等室に照会します。

【参考】「県から労働局への報告例」（【参考様式・資料】P21）

- ・県が直接通報等を受けた場合には、県から労働局雇用環境・均等室への報告に当たり、【参考様式・資料】P22の「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。
- ・県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに労働局雇用環境・均等室に報告するとともに、障害のある人の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

3 労働局による対応

(1) 労働局による事実確認

- ・県から報告を受けた労働局雇用環境・均等室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。
- ・対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して、適正な労働条件及び雇用管理を確保します。
- ・住み込みで働いている場合などは、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は、市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。
- ・行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合は、労働局雇用環境・均等室へ速やかに情報提供を行います。
- ・対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を労働局から県に情報提供します。情報提供を受けた県は、障害のある人の居住地の市町村に情報提供します。

(2) 使用者による障害者虐待における障害のある人への支援

障害のある人の生活を全人的に回復させることが重要であり、労働局長等が権限を行使する際には、県と十分に連携を図ることとされています。（第26条）

○労働局による支援

- ・使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は、労働局が行います。

○市町村及び県の支援

- ・障害のある人に対する生活支援などについては、市町村や県が担当することとなります。
- ・県においては、早い時期に、虐待を受けた障害のある人の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

4 使用者による障害者虐待の状況の公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第28条)。

5 使用者による障害者虐待の防止

(1) 事業主・労働者(上司・同僚)の研修

事業主は、労働者に対し研修を実施することとされており(第21条)、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあり、事業主をはじめとした事業所全体で、職員が障害のある人の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害のある人への接し方などを学ぶことが必要です。

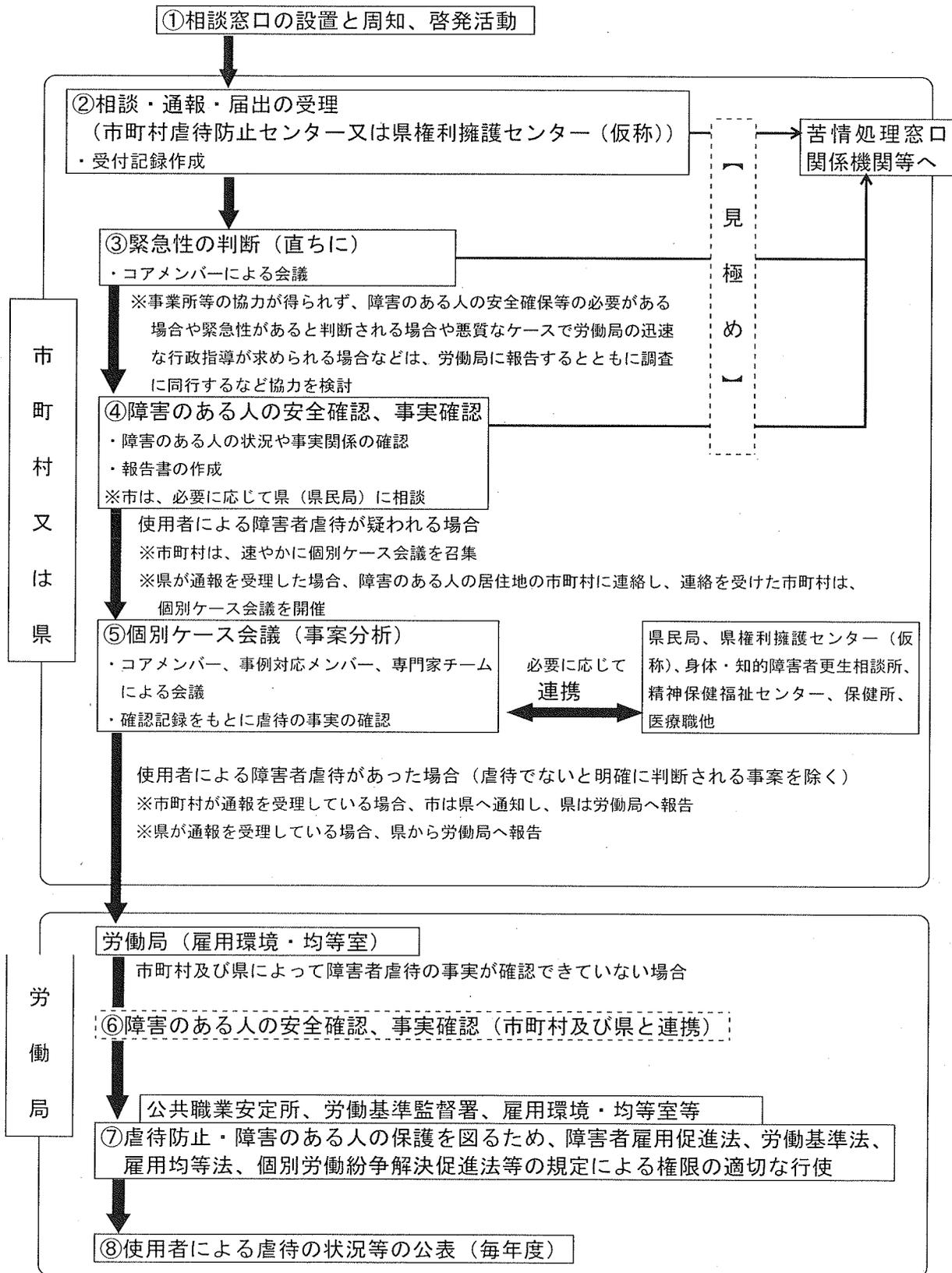
※障害のある人への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

(2) 苦情処理体制の構築

障害のある人を雇用する事業主に対して、雇用される障害のある人やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。(第21条)。

- ・苦情相談の窓口の開設など苦情処理のために必要な措置を講じること。
- ・苦情相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとする。

使用者による障害者虐待への対応フロー図



■使用者による障害者虐待への対応項目及び主な内容

	対応項目	主な内容	県M
予 防	①相談窓口の設置 周知、啓発活動	○相談窓口を明確化し、住民や関係機関に周知 ○障害者虐待に関する知識・理解の啓発 ○虐待防止ネットワークの構築 ○養護者支援による虐待の防止 ○通報義務の周知・早期発見 【参考】障害者虐待発見チェックリスト	15 17 17 18 17 参 7
	②相談・通報・届出 の受理 (市町村又は県)	○相談・通報及び届出の受付 ・通報等を受けた職員は、必要となる情報を可能な限り聴取、匿名による通報であっても、きちんと聴き、受付記録を作成する。 ・本人からの届出 ・家族・親族等からの相談による発見・通報 ・民生委員、地域住民等、医療機関、障害福祉サービス事業所等、基幹相談支援センター、市町村の相談窓口や相談機関等による発見・通報 ○労働局雇用環境・均等室に相談 ・通報等の内容は労働条件に関する苦情や虚偽・過失による事故も考えられる。通報等の内容が、労働相談に対する苦情等で、明らかに使用者による障害者虐待ではなく、労働相談である場合は適切な相談窓口につなぐ。どこにつなぐか分からない場合は、労働局雇用環境・均等室に相談。 【参考】相談・通報・届出受付票 ○障害のある人の居住地の市町村への連絡 ・事業所の所在地の市町村に通報があった場合で、障害のある人の居住地が異なる場合や事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合 →市町村が障害のある人の生活上の支援を行うこととなるので、その後の対応等のため、速やかに障害のある人の居住地の市町村に連絡します。 ※通報等による不利益取扱いの禁止 公益通報者に対する保護規定 ※個人情報の保護・市町村職員の守秘義務	54 55 参 9 55 56 56
早 期 発 見	③緊急性の判断	○コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断 ・通報等受付職員は、受付記録作成後、(緊急時は形式的)、個々の事案について管理職等に相談する。管理職等は虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要かどうか直ちに判断を行う。 ・決定内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。 ○緊急性があると判断した場合⇒養護者による障害者虐待への対応 【緊急性が高いと判断できる状況(例)】	19 20 21
	④障害のある人の 安全確認、事実確認 (市町村又は県)	○通報等を受けたときは、その内容の事実確認・安全確認 ・事業所に対する事実確認は、指導権限がないので基本的に事業所の協力の下に行う。 →事業所に対して事実確認の調査内容等を説明し、協力が得られない場合や障害のある人の安全確保等の必要がある場合 ・事業所等の協力が得られず、障害のある人の安全確保等の必要があると判断される場合や緊急性があると判断される場合、悪質なケースで労働局の迅速な行政指導が求められる場合などは、労働局に報告し、調査に同行するなど協力を検討する。 また、県は、市町村からの通知を受けた場合、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた時は、労働局雇用環境・均等室に照会する。 ○確認事項 ①虐待の状況、②障害のある人の状況、③業務内容、 ④障害のある人の生活状況等 <事業所への調査項目例> ※調査が難しい場合は労働局に相談 ①当該障害のある人の従事する業務内容、勤務態勢、労働環境等 ②虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等 ③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明 ④職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項	57 57 58
対 応			

	対 応 項 目	主 な 内 容	県M
対 公 表		○障害のある人及び事業所への十分な説明 ・職務（職務と守秘義務に関する説明） ・調査事項（調査する内容と必要性に関する説明） ・障害のある人の権利（障害のある人の尊厳の保持が各法で保障されていること、それを擁護するため市町村又は県がとり得る措置に関する説明） ○障害のある人のプライバシーへの配慮 ・身体状況の確認時（衣類を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮）	58 23
	⑤個別ケース会議	○個別ケース会議は、事案に応じて参加要請 ・市町村障害者虐待対応協力者を個別ケース会議への関わりに応じて要請 ・状況に応じて電話等柔軟な会議 ＜3つの構成例＞コアメンバー、事例対応メンバー、専門家チーム ○参加メンバーによる協議内容 ・アセスメント、援助方針の協議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認 ○支援の必要性の判断 ○会議録、支援計画の作成・確認 ※留意点 ・支援の必要度を検討する際は、障害のある人の生命や身体に危険性があるかどうかを見極めることが最優先される。 【参考】障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート（例） ○県が通報等を受けた場合 ・県が通報等を受けて調査した結果、使用者による虐待が疑われる場合には、障害のある人の居住地の市町村に連絡し、連携を緊密に行う。 ※県から連絡を受けた市町村は、障害のある人に対する生活支援等を行うため、個別ケース会議を開催する。 ・県は、障害のある人の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼する。	59 (28) 29 30 34 参 12 59 59 61
	※ 労働局への報告	○市町村から県への通知 ・市町村は、使用者による障害者虐待でないとは明確に判断される事案を除いて、県へ通知（「労働相談票」を作成し、添付）する。 ・悪質なケース等で労働局等に迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から県を経由して労働局に報告し、協力して対応することが必要。 【参考】市町村から都道府県への通知例 【参考】労働相談票（使用者による障害者虐待） ○県から労働局への報告 ・県は、市町村からの通知を受けた場合や直接通報等を受けた場合で、明確に障害者虐待でないとは判断される事案を除いて労働局へ報告（「労働相談票」を作成し、添付）する。 【参考】県から労働局への報告例	59 参 20 参 22 59 参 21
	⑥労働局による対応	○対応部署の決定・事実確認及び対応 ・県からの報告を受けた内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行う。	60
	⑦労働基準法等による権限の行使	○対応部署は、関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保する。 ＜両者が連携協力して対応する＞ ・労働局：労働条件や雇用管理面からの事業者に対する指導 ・市町村及び県：障害のある人の生活支援など	60
	※事業所全体の取組	○使用者（企業等）による障害者虐待の防止 ・管理職・労働者の研修 ・苦情処理体制の構築	61
	⑧虐待状況の公表（毎年度）	○使用者による障害者虐待の状況の公表 ・厚生労働大臣は、毎年度、使用者による虐待の状況、虐待があった場合にとった措置等を公表する。	61